

平成 30 年 11 月

お客さま各位

株式会社島根銀行

外国送金取引についてのお願い

平素より島根銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性がますます高まり、日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。

こうした中、当行では、対策を適切に実施するため、お客さまとの外国送金取引に際して、下記の事項をお願いしております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 外国に送金するお取引

- (1) 送金原資の確認が、当行預金口座の取引履歴から確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合など）は、その正当性が分かる確認資料(※)のご提示をお願いいたします。

(※) 売上金・給与等が入金されている他行通帳写し、収入証明書など

なお、原則、持参された現金（送金ご依頼日の直前に預金口座に入金した資金含む）による外国送金は承っておりません。

- (2) 送金の目的・受取人とのご関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料(※)のご提示をお願いいたします。

(※) 契約書、請求書、インボイス、電子メールの写しなど

- (3) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、送金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

2. 外国からの送金を受け取るお取引

- (1) 送金の目的・依頼人とのご関係など、お取引内容についてのご説明や、お取引内容を確認できる資料(※)のご提示をお願いいたします。

(※) 契約書、船積書類、電子メールの写し、国内における資金使途（不動産購入、会社設立、学費等）についての確認資料など

- (2) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お取引内容によっては、ご入金のお手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

以 上